十四　平成二十一年総務省告示第五十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
［1・2　略］ 3　人命・財産の保護用伝搬障害防止区域	［1・2　同左］ 3　［同左］
［1・2　略］	［1・2　同左］
3　削除	3　(1)　富山県富山市新総曲輪１―7　(61.00) (2)　富山県砺波市庄川町隠尾字外山133　(521.00)　北緯36度41分41秒東経137度12分37秒の地点と北緯36度39分28秒東経137度08分48秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［4　略］	［4　同左］
［4・5　略］	［4・5　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

十五　平成二十一年総務省告示第五十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
［1・2　略］ 3　人命・財産の保護用伝搬障害防止区域	［1・2　同左］ 3　［同左］
［1～14　略］	［1～14　同左］
15　(1)　滋賀県大津市打出浜１―10　(138.30) (2)　京都府京都市左京区修学院牛が額３　(852.50)　北緯35度00分27秒東経135度52分22秒の地点と北緯35度00分37秒東経135度52分15秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯35度01分15秒東経135度51分45秒の地点と北緯35度01分36秒東経135度51分29秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域	15　(1)　滋賀県大津市打出浜１―10　(138.30) (2)　京都府京都市左京区修学院牛が額３　(852.50)　北緯35度00分27秒東経135度52分22秒の地点と北緯35度00分37秒東経135度52分15秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯35度01分15秒東経135度51分45秒の地点と北緯35度01分36秒東経135度51分29秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
	16　(1)　滋賀県大津市打出浜１―10　(138.30) (2)　滋賀県栗東市観音寺字亀谷379　(703.00)　北緯35度00分27秒東経135度52分23秒の地点と北緯35度00分11秒東経135度53分37秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯34度59分59秒東経135度54分31秒の地点と北緯34度59分46秒東経135度55分34秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［4　略］	［4　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	